

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
I 日本NGO連携無償資金協力とは ～制度の概要～	P1	日本の国際協力NGOによる協力は、国民参加による日本の「顔の見える開発協力」の代表格です。NGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。また、状況に応じて迅速に対応できる存在であることも強みです。このような日本の国際協力NGOは、開発協力において政府にとって重要なパートナーであり、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では、NGO／市民社会との連携を戦略的に強化することとしています。NGOとの連携強化のための重要なツールの一つである「日本NGO連携無償資金協力」（以下、「N連」といいます。）は、日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で自主的に企画・実施する国別開発協力方針等の日本のODA政策の内容に沿う経済社会開発事業に対して、外務省が政府開発援助（ODA）資金を供与するものです。外務省は、（1）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、（2）人間の安全保障の推進、（3）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力といった開発協力大綱の3つの基本方針の下で、N連を通じたNGOとの一層の連携強化を図っていきます。	P1	左記に次のとおり追記しました。 「また、近年、開発及び人道支援分野では、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH:Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment）の問題への国際的関心が高まっています。日本としても、援助セクターにおけるSEAHは許容できないものであり、そのためには被害者の救済と問題発生の予防措置が重要と認識しています。N連事業に係る団体関係者の皆様におかれましても、これら国際的な動き並びに日本の方針についてご理解いただくとともに、N連事業の実施におけるSEAHの予防、対応を御願ひ致します。」
1. 対象となるNGO	P1	「（2）（1）の要件を全て満たしている場合であっても、国民の税金を原資とするN連資金を活用して事業を行う法人として、恒常的に事業実施能力や資金管理能力を有していることは不可欠ですので、人員体制の現状、収支状況、これまでの活動状況等は重要な審査対象事項となります（なお、これらの事項は申請時に提示を求めますが、団体運営の透明性等の観点から、団体のHP等を通じて広く一般に公表されていることが好ましいと考えています。）。仮に、これらの諸点に疑念がある場合には、申請案件を不採択とすることがあります。」	P1	左記に次のとおり追記しました。 「また、申請時の内容に虚偽が確認された場合、又は、採択後、事業実施期間中に上記要件に変更が生じた場合には事業の中止を求めるとともに、供与した金額の返金を求めることがあります。」
2 対象となる国・地域	P2	「（2）複数国にまたがる事業は、原則としてN連事業として承認することはできません。ただし、事業対象国において実施が困難なセミナーやワークショップを第三国において事業対象国民に行う等の場合には、これを認める場合があります。個別の事例については民間援助連携室に御相談ください」	P2	左記に次のとおり一部追記しました。 「（2）複数国にまたがる事業は、原則としてN連事業として承認することはできません。ただし、事業対象国において実施が困難なセミナーやワークショップを第三国において事業対象国民に行う等の場合には、これを認める場合があります。個別の事例については民間援助連携室に時間的余裕をもって御相談ください（直前の相談については承認できない場合があります）。」
3 対象となる事業（2）	P2	「（2）いずれの場合も、次の要件を全て満たしているかどうか審査されます。」	P2	左記に次のとおり一部追記しました。 「これら要件を満たしていること等を確認した上で、事業地の社会経済開発に中長期的にどのように役立つかを勘案して、個々に各案件の審査を実施します。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
3 対象となる事業(2)	P2	「現地コミュニティや住民のニーズに沿った事業内容であり、事業地の経済社会開発に役立つ事業であると認められること。災害等復旧・復興支援事業における例外的な物資供与を除き、一時的な物資や機材の供与や施設の建設・修復のみで事業の持続発展性が認められないなど開発事業としての中長期的な成果が明確でない事業等は支援対象となりません。＊事業地における他の我が国ODA(JICA事業等)や国際機関・他ドナー国による同分野・内容の実施案件との重複性がないか、事前に十分に確認してください(他ドナー案件と連携・強化を図る目的である場合は、当該ドナーや現地行政との調整が図られていることが前提です)。」	P2	左記に次のとおり一部修正および追記しました。 「現地コミュニティや住民のニーズに沿った事業内容であることが客観的かつ定量的に示され、また、裨益効果が着実に見込まれ、かつその効果が定量的に示されること。事業地の経済社会開発に中長期的に役立つ事業であると認められること。災害等復旧・復興支援事業における例外的な物資供与を除き、一時的な物資や機材の供与や施設の建設・修復のみで事業の持続発展性が認められないなど開発事業としての中長期的な成果が明確でない事業等は支援対象となりません。 ＊事業地における他の我が国ODA(JICA事業等)や国際機関・他ドナー国による同分野・内容の実施案件との重複性がないか、事前に十分に確認してください(他ドナー案件と連携・強化を図る目的である場合は、当該ドナーや現地行政との調整が十分に図られていることが前提です)。」
3 対象となる事業(2)	P2	「事業期間が12か月以内であり、右期間内に一定の事業成果を示すことが可能な事業であること。(「国際協力における重点課題」案件(18ページ)を除き、あらかじめ複数年度にまたがる資金協力はお約束することはできません。)。」	P3	左記に次のとおり一部追記しました。 「事業期間が12か月以内であり、右期間内に一定の事業成果を示すことが可能な事業であること。(なお、事業期間が最長36ヶ月の「国際協力における重点課題」案件については、18ページをご参照ください。)」
3 対象となる事業(2)	P3	「事業実施国において、事業実施のために、政府・行政機関へのNGO登録や、事業分野を所管する行政機関との間で事業実施合意や覚書きが必要になる場合、それらの手続を、原則、案件選定会議前に完了できること。」	P3	左記に次のとおり一部追記しました。 「事業実施国において、事業実施のために、政府・行政機関へのNGO登録や、事業分野を所管する行政機関との間で事業実施合意や覚書きが必要になる場合、それらの手続を、原則、案件選定会議前に完了できること(仮に完了できない可能性がある場合は、民間援助連携室へ時間的余裕をもってご連絡ください)。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
3 対象となる事業(3)	P3	「 ・開発途上国・地域の経済社会開発を目的としていない事業 ・開発途上国・地域の人を招き日本国内で行う国際会議等(事業目的の達成や、事業の効果的な実施の観点から、現地の住民等を日本国内に招いて短期間実施する研修を組み込むことは可能です。) ・軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に抵触する事業 ・政治的活動や宗教の布教目的が含まれる事業 ・人体に害を及ぼすおそれのある嗜好品(酒、たばこ等)の開発や生産拡大を目的とする事業 ・先端技術の開発・研究支援 ・日本語、日本文化、芸術、スポーツの普及・振興を目的とする事業 ・既存の施設の維持管理、運営支援等 ・団体の活動・存続そのものや海外拠点を維持するために形成されているとみなされる事業 ・その他N連の趣旨に沿ったものとはみなされない事業 」	P3	左記に次のとおり一部追記しました。 「(3)次のような事業は、N連の支援対象とはなりません。 ・開発途上国・地域の経済社会開発を目的としていない事業 ・開発途上国・地域の人を招き日本国内で行う国際会議等(事業目的の達成や、事業の効果的な実施の観点から、現地の住民等を日本国内に招いて短期間実施する研修を組み込むことは可能です。) ・軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に抵触する事業 ・政治的活動や宗教の布教目的が含まれる事業 ・人体に害を及ぼすおそれのある嗜好品(酒、たばこ等)の開発や生産拡大を目的とする事業 ・先端技術の開発・研究支援 ・日本語、日本文化、芸術、スポーツの普及・振興を目的とする事業 ・既存の施設の維持管理、運営支援等 ・団体の活動・存続そのものや海外拠点を維持するために形成されているとみなされる事業 ・営利を目的とした、又は目的としているとみなされ得る事業 ・その他N連の趣旨に沿ったものとはみなされない事業 」
4 資金協力の内容(支援対象となる経費)(5)	P3	「限られたN連予算を最大限有効活用し、より多くの事業を実施できるよう、支援対象経費は適切かつ誠実に計上してください。事業変更や不足対応に備えた予備費を確保するような目的で各経費(人件費で採用予定数を多めに計上等)を水増しする計上は厳に控えてください。」	P4	左記に次のとおり一部追記しました。 「限られたN連予算を最大限有効活用し、より多くの事業を実施できるよう、支援対象経費は適切かつ誠実に計上してください。事業変更や不足対応に備えた予備費を確保するような目的で各経費(人件費で採用予定数を多めに計上、インフレを見込んだ計上等)を水増しする計上は厳に控えてください。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
4 資金協力の内容(支援対象となる経費)(8)	P5	「固定資産となり得る物品の調達方法はリースを原則とします。なお、現地でリースが存在しない、購入した方が安価となる等の理由により購入せざるを得ない場合、在外公館又は民間援助連携室と事前に相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体、住民組織、現地NGO、政府・地方自治体等の合意を取付けて事業終了後、しかるべく無償譲渡してください。車両やPC等事務機器を次期N連事業で継続使用を希望される場合は、現行事業期間中に、前広に民間援助連携室に相談してください(車両については、価格や汎用性の点から、より慎重に検討します。)。 (注)譲渡先(関係者)が当該物資を私的利用、転売等行わないよう合意の取付けの際誓約させてください。また、供与に際しては日本の援助であることを広告できるよう日章旗シールの貼付を原則とします。供与側である団体は、物品譲渡後3年間は毎年使用状況を確認し記録を保存してください。」	P5	左記に次のとおり一部追記しました。 「固定資産となり得る物品の調達方法はリースを原則とします。なお、現地でリースが存在しない、購入した方が安価となる等の理由により購入せざるを得ない場合、在外公館又は民間援助連携室と事前に相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体、住民組織、現地NGO(同じアライアンス系の現地団体は除く)、政府・地方自治体等の合意を取付けて事業終了後、しかるべく譲渡してください。車両やPC等事務機器を次期N連事業で継続使用を希望される場合は、現行事業期間中に、前広に民間援助連携室に相談してください(車両については、価格や汎用性の点から、より慎重に検討します。)。 (注)譲渡先(関係者)が当該物資を私的利用、転売等行わないよう合意の取付けの際誓約させてください。また、供与に際しては日本の援助であることを広告できるよう日章旗シールの貼付を原則とします。供与側である団体は、物品譲渡後3年間は毎年使用状況を確認し記録を保存してください。 (注)N連における固定資産とは、原型のまま1年以上保有・使用できて、反復使用に耐える単価が5万円以上のものとします。ただし、単価が5万円未満であっても特に指定する物品として、次のものもN連における固定資産とします。事務机、事務用椅子、キャビネット類、テレビジョン、ビデオ(含むDVD、Blu-ray等)、浄水器、空気清浄機、冷暖房器、チューナー(含むレコーダー、プリンター、複合機、通信機器(電話機、携帯電話、ポケベル、ファクシミリ等)、PC、PC用OSソフトウェア、衛星放送受信装置、金券類、カメラ)。判断に迷う場合には、民間援助連携室へ時間的余裕をもってご相談ください。)」
5 安全確保(5)	P6	「＊その他、事業地で活動する職員の安全確保に役立つ物品、サービス等の調達費用で、その必要性及び効果が具体的かつ合理的に説明されるものについては、個別に支援対象として検討することも可能です。」	P6	左記に次のとおり一部追記しました。 ＊その他、事業地で活動する職員の安全確保に役立つ物品、サービス等の調達費用で、その必要性及び効果が具体的かつ合理的に説明されるものについては、個別に支援対象として検討することも可能です。他方、本経費はあくまで治安対策上必要となる経費が対象であり、例えば、失火対策のための消火器等については対象とならない場合もありますので、判断に迷う場合には民間援助連携室に時間的余裕を持ってご相談下さい。」
9 会計検査院による検査	P7	「国民の税金を原資とするN連事業は、会計検査院による国の会計検査の対象となることがあります。その際には、提出された申請に関する書類、事業変更に関する書類、中間・完了報告に関する書類(経費支払証拠書を含む。)の一部又は全部を会計検査院からの求めに応じ提出することがあります。これら書類は、贈与契約にあるとおり、事業終了日の翌年度から5年間保管をお願いいたします。また、会計検査院による団体本部への立入り検査や現地実地検査対象となった事業の実施団体には、日本国内及び現地で御協力いただきます。」	P7	左記に次のとおり一部修正、追記しました。 「国民の税金を原資とするN連事業は、会計検査院による国の会計検査の対象となります。その際には、提出された申請に関する書類、事業変更に関する書類、中間・完了報告に関する書類(経費支払証拠書を含む。)の一部又は全部を会計検査院からの求めに応じ提出することがあります。これら書類は、贈与契約にあるとおり、事業終了日の翌年度から5年間保管が義務づけられていますので、確実に保管頂きますようお願いいたします。また、会計検査院による団体本部への立入り検査や現地実地検査対象となった事業の実施団体には、日本国内及び現地で御協力いただきます。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
Ⅱ 支援対象となる事業 1 開発協力事業(2)	P9	「(2)事業期間 事業期間は12か月間以内です。この期間内に一定の事業成果を示すことができる事業であることが必要です(「あらかじめ複数年にまたがる資金協力はお約束できません。）」	P9	左記に次のとおり一部削除しました。 「(2)事業期間 事業期間は12か月間以内です。この期間内に一定の事業成果を示すことができる事業であることが必要です。」
Ⅱ 支援対象となる事業 6 マイクロクレジット原資事業(4)	P15	「(4)資金の適正使用の確保 資金供与後、事業実施団体は原則として最初に資金供与を受けたときから2年間は最低6か月に1回、3年目から5年目までは最低年1回外部の会計監査を受ける必要があります。また、次のとおり資金使用状況を在外公館に報告してください。報告の結果、資金が目的に沿って適正に使用されないことが判明した場合には、同資金の返還を求め、必要な他の措置を講じることがあります。」	P15	左記に次のとおり一部追記しました。 「(4)資金の適正使用の確保 資金供与後、事業実施団体は原則として最初に資金供与を受けたときから2年間は最低6か月に1回、3年目から5年目までは最低年1回、6年目以降は外務省の要請に応じて外部の会計監査を受ける必要があります。また、次のとおり資金使用状況を在外公館に報告してください。報告の結果、資金が目的に沿って適正に使用されないことが判明した場合には、同資金の返還を求め、必要な他の措置を講じることがあります。」
Ⅲ 優遇措置を受けることのできる事業 1. 対象となる事業～国際協力における重点課題～(4)	P18	「(4)中東・北アフリカ(注2)の生活向上・改革支援 注2:対象となる中東・北アフリカ諸国・地域 アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラン、イラク、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン」	P18	左記にレバノンを追加しました。 「(4)中東・北アフリカ(注2)の生活向上・改革支援 注2:対象となる中東・北アフリカ諸国・地域 アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラン、イラク、エジプト、シリア、チュニジア、トルコ、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、レバノン」
Ⅲ 優遇措置を受けることのできる事業 3. 優遇措置の内容	P18	「・事業期間 :12か月以内の単年度事業のほか、12か月を超える事業も支援対象とします(最長36か月とします)。」	P18	左記に次のとおり一部追加しました。 「・事業期間 :12か月以内の単年度事業のほか、12か月を超える事業も支援対象とします(最長36か月とします)。予算の単年度主義の原則に基づき、「国際協力における重点課題」案件においても、継続案件の資金協力を何らお約束するものではありません。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
IV 申請から事業完了までの流れ 1. 事業の申請	P20	「また、予算書の引用関数を変更・修正しないようにしてください（必要な経費が正しく計上されないおそれがあります）。」	P20	左記に次のとおり一部追記しました。 「また、予算書エクセルデータの引用関数を決して変更・修正しないようにしてください（必要な経費が正しく計上されないおそれがあります。もし変更修正した結果、経費が正しく計上できなかったとしても、外務省はその責は負いません）。」
	P21	1 事業の申請〈事前準備〉 「令和3年度の新規案件申請受付（正式受理）の締切りについては、①新規申請案件については7月末、②国際協力重点分野の複数年事業2年目以降の事業申請書提出は、原則として前期事業の中間報告時とします。なお、申請額の総額が本年度のN連予算に達することが判明した時点で（7月末以前であっても）申請を締め切ります。」	P21	左記の一部を削除して、次のとおりとしました。 「令和4年度の新規案件申請受付（正式受理）の締切りについては、①新規申請案件については7月末、②国際協力重点分野の複数年事業2年目以降の事業申請書提出は、原則として前期事業の中間報告時とします。」
	P21	1 事業の申請〈事前準備〉 「N連への事業申請を検討される際（20ページのA）には、まず、事前に民間援助連携室に相談（B－1）の上、全般的なアドバイスを受けるとともに、事業地を管轄する在外公館にも事業内容等を説明（B－2）の上、申請事業を実施するに際しての留意事項等につき、よくアドバイスを受けてください。」	P21	左記の全般的なアドバイスの説明として、次のとおり注記として追記しました。 「注1：全般的なアドバイスとは、当実施要領に記載している、①必要性和背景、②上位目標とプロジェクト目標、③活動内容、④成果とその指標、⑤持続発展性、などの申請書記載事項が適切に記載されているかどうか等につきアドバイスをすることとします。また、在外公館からのアドバイスは、①現地における一般的なニーズ、②他のODA事業やドナー国の事業に重複がないかどうか等に重点をおいたものとなります。」
	P21	1 事業の申請〈事前準備〉 「次に、民間援助連携室へ事前準備書類一式（注1）を提出（C）してください。事前準備書類の確認には、数週間ないし数箇月程度を要します。 注1：①申請書案（様式1）、②プロジェクト・タイムテーブル（様式1－e）、③団体概要（様式1－f）、④予算詳細（別表は不要）、を事前に電子データで民間援助連携室に提出してください。」	P21	左記に次のとおり追記しました。 「次に、民間援助連携室へ事前準備書類一式（注1）を提出（C）してください。事前準備書類の確認には、数週間ないし数箇月程度を要します。 注1：①申請書案（様式1）、②プロジェクト・タイムテーブル（様式1－e）、③団体概要（様式1－fおよび別紙1）、④予算詳細（別表は不要）、⑤財務諸表（収支予算書、貸借対照表）3年分を事前に電子データで民間援助連携室に提出してください。」
	P21	1 事業の申請〈申請受付後〉 「民間援助連携室では申請受付（受理）後、審査等の過程（②、③）で申請団体に対して適宜照会・確認を行いますので、申請団体にはこれに対応していただく必要があります。このため、採否の決定に至るまでには3か月程度を要しますので、あらかじめお含みおきください。 なお、案件選定会議（③）終了後には、申請書の最終版を民間援助連携室へ御提出ください。この際、申請書の日付は正式受理時のままとしてください。」	P21	左記に次のとおり追記しました。 「予算詳細については、全ての記載されている数値に間違いがないことを団体の責任をもって確認してください。経費が正しく計上できなかったとしても、外務省はその責は負いません。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
申請書類に関する留意事項	P22	予算詳細(様式1-a)58ページ 「複数年事業の1年次には複数年合計分も必要です。」 「申請年度の様式を使用してください。」	P22	左記に次のとおり追記しました。 「申請年度の様式を使用してください。過年度の様式は無効です。」
申請書類に関する留意	P22	3者見積り一覧(様式1-c)61ページ 「下記5の見積書(契約書)が必要な場合は、全て記載してください。」	P22	左記に次のとおり一部修正追記しました。 「下記5の「見積書(契約書)が必要な場合」に該当する予算項目は、全て記載してください。」 また、次の点を追記しました。 「3者見積りが提出できない場合には、その価格の妥当性が客観的に判断できないことから、原則としてその予算項目を承認することはできません。客観的にやむを得ない理由により3者から見積もりを取得できない特殊事情がある場合には、時間的余裕を持って民間援助連携室にご相談ください。」
2 事業承認後の手続	P24	「N連資金の送金先として、当該事業専用のN連資金管理口座(個人名義の口座を専用口座とすることは、原則としてできません。在外契約の場合、事業実施国での送金通貨の口座開設要件については、あらかじめ現地銀行に御確認ください。)を用意してください。」	P25	左記に次のとおり一部修正追記しました。 「N連資金の送金先として、当該事業専用のN連資金管理口座(個人名義の口座を専用口座とすることは、原則としてできません。在外契約の場合、事業実施国での送金通貨の口座開設要件については、あらかじめ現地銀行に御確認ください。)を用意してください(可能であれば、利子のつかない口座を利用されることをお勧めします。資金受取口座で発生する全ての利子は事業終了後には国庫に返納いただきます)。」
2 事業承認後の手続 (4)査証等の取得	P25	「N連事業実施のための現地駐在及び出張に当たっては、事業実施国が求める査証や滞在許可等を取得してください。」	P25	左記に次のとおり追記しました。 「N連事業実施のための現地駐在及び出張に当たっては、事業実施国が求める査証や滞在許可等を取得してください。査証や滞在許可等の取得は団体自身で行ってください。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
(3)事業の変更・中止	P26	「N連事業では、承認された事業内容や予算の配分で事業の目的を達成していただくことが原則です。そのため、事業内容や予算を十分に検討した上で事業申請がなされ、承認された事業申請書の内容に沿って事業が実施されることが望まれますが、やむを得ない事情により事業内容や予算の配分を変更しなければならない場合は次のとおりとしてください。なお、この手続は、在外契約の場合は在外公館、本邦契約の場合は民間援助連携室との間で行います。」	P26	左記のとおり一部追記しました。 「N連事業では、承認された事業内容や予算の配分で事業の目的を達成していただくことが原則です。そのため、事業内容や予算を十分に検討した上で事業申請がなされ、承認された事業申請書の内容に沿って事業が実施されることが望まれますが、やむを得ない事情(注1)により事業内容や予算の配分を変更しなければならない場合は次のとおりとしてください。なお、この手続は、在外契約の場合は在外公館、本邦契約の場合は民間援助連携室との間で行います。 注1: やむを得ない事情とは自然災害の発生等、事業申請時には予測不可能であった事項に限ります。」
	P26	ア 事業の変更 やむを得ない事情により次に該当するような事業の変更をしなければならない場合には、在外契約案件は在外公館、本邦契約案件は民間援助連携室に対し、変更内容に応じて事業変更承認申請書又は事業変更報告書を提出してください。ただし、日本NGO連携無償資金協力申請書に記載された事業の目標を変えるような大幅な事業の変更は原則として認められません。また、事業終了直前の残余金の活用を主な目的とする、又は、目的とみなされる事業変更申請及び事業変更報告は認められません。いずれにしても、事業変更を希望される場合には前もって、在外公館又は民間援助連携室に御相談ください。なお、御不明な点等がある場合には民間援助連携室にお問い合わせください。	P26	左記に次のとおり、追記しました。 「ア 事業の変更 やむを得ない事情により次に該当するような事業の変更をしなければならない場合には、在外契約案件は在外公館、本邦契約案件は民間援助連携室に対し、変更内容に応じて事業変更承認申請書又は事業変更報告書を提出してください。ただし、日本NGO連携無償資金協力申請書に記載された事業の目標を変えるような大幅な事業の変更は原則として認められません。また、事業終了直前の残余金の活用を主な目的とする、又は、目的とみなされる事業変更申請及び事業変更報告は認められません。いずれにしても、大幅な事業変更を希望される場合には十分な時間的余裕を持って、在外公館又は民間援助連携室に御相談ください(時間的余裕がない場合は承認できないことがあります)。なお、御不明な点等がある場合には前広に民間援助連携室にお問い合わせください。」
	P26	＜事業変更承認申請＞ 「次に掲げる事項に該当する場合は事業変更承認申請の対象です。事業変更承認申請については、変更を行う前に事業変更承認申請書(様式2-1)の提出が必要です。承認する場合、在外公館長又は外務省会計課長から事業変更承認通知書(様式2-2)を発出しますので、時間的余裕を持って在外公館又は民間援助連携室(具体的な宛名については照会してください。)に提出してください。事業変更後に承認申請がなされた場合、変更に伴い生じた経費の変更は認められません。」	P26	左記に次のとおり、追記しました。 「次に掲げる事項に該当する場合は事業変更承認申請の対象です。事業変更承認申請については、変更を行う前に事業変更承認申請書(様式2-1)の提出が必要です。承認する場合、在外公館長又は外務省会計課長から事業変更承認通知書(様式2-2)を発出しますので、十分な時間的余裕を持って在外公館又は民間援助連携室(具体的な宛名については照会してください。)に提出してください。事業変更後に承認申請がなされた場合、変更に伴い生じた経費の変更は認められません。また、変更内容によっては改めて外部審査機関による審査が必要となります。この場合、承認までに1か月程度かかることも想定されますので、御留意願います。」
	P26	＜事業変更報告＞ 「次に掲げる事項に該当し、項目間の資金移動が移動元小項目の20%以下の場合は事業変更承認申請書を提出する必要はありませんが、事前又は事後速やかに在外公館又は民間援助連携室(具体的な宛名については照会してください。)に事業変更報告書(様式2-3)を提出してください。」	P27	左記に次のとおり、追記しました。 「次に掲げる事項に該当し、項目間の資金移動が移動元小項目の20%以下の場合は事業変更承認申請書を提出する必要はありませんが、事前又は事後速やかに在外公館又は民間援助連携室(具体的な宛名については照会してください。)に事業変更報告書(様式2-3)を提出してください。なお、事業変更報告については、精算時の外部審査等で変更内容がN連計上不可となる場合もあり得るため、変更報告の提出に当たってはN連実施要領を十分に確認の上、提出してください。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
	P27	＜事業変更報告＞ 「・＜事業変更承認申請＞の対象に該当しない事業担当者（本部スタッフ、現地スタッフ、専門家：変更後の事業担当者・専門家関連情報（参考）を添付してください。ただし、現地スタッフについては同関連情報の提出は求めません。）や場所の変更、スタッフの追加。」	P27	左記に次のとおり、追記しました。 「・＜事業変更承認申請＞の対象に該当しない事業担当者（本部スタッフ、現地スタッフ、専門家：変更後の事業担当者・専門家関連情報（参考）を添付してください。ただし、現地スタッフについては同関連情報の提出は求めません。）や場所の変更、スタッフの月額単価変更、スタッフの追加。」
	P27	＜事業変更報告＞ 「・体制に入っている業務従事者間の出張渡航回数の振替え（例：A氏が3回出張予定であったが、1回減らし、B氏の出張を1回増やす）」	P27	左記に次のとおり、追記しました。 「・事業実施体制に組み込まれている業務従事者間の出張渡航回数の振替え（例：A氏が3回出張予定であったが、1回減らし、B氏の出張を1回増やす）」
4 事業が終わってから (1)完了報告書の提出	P28	「ア N連事業が終了したら、事業終了日から3か月以内に、88ページの「完了報告書提出に当たってのチェックリスト」を付して事業完了報告書を在外公館又は民間援助連携室に提出してください。なお、N連事業で施設等を建設した場合には、原則として事業終了後3か月以内に受益者団体、住民組織、現地NGO、政府・地方自治体等に引き渡し、完了報告書にその旨を記載してください。期限内の適切な内容の完了報告書の提出は一般管理費拡充の条件となっていますので、御留意ください。」	P29	左記に次のとおり、追記しました。 「ア N連事業が終了したら、事業終了日から3か月以内に、88ページの「完了報告書提出に当たってのチェックリスト」を付して事業完了報告書を在外公館（在外契約）又は民間援助連携室（本邦契約）に提出してください。なお、N連事業で施設等を建設した場合および固定資産となり得る物品をN連資金で購入した場合には、原則として事業終了後3か月以内に受益者団体、住民組織、現地NGO、政府・地方自治体等に引き渡し、完了報告書にその旨を記載してください。期限内の適切な内容の完了報告書の提出は一般管理費拡充の条件となっていますので、御留意ください。」
	P36	ウ 専門家派遣費 「・N連に経費を計上できるのは、N連事業に専従する専門家に必要な経費のみです（N連に従事する期間は、他の事業との兼務は避けてください）。」	P37	左記を次のとおり修正しました。 「・N連に経費を計上できるのは、N連事業に必要な経費のみです。」
	P37	ウ 専門家派遣費	P37	次の点を追記しました。 「・他の業務と兼務する場合には、旅費は事業規模を示す等、適切な根拠を示して按分してください。根拠を示すことが困難な場合には、事業数で除することも可能です。」
	P36	ウ 専門家派遣費(ア)専門家派遣旅費等 「対象外：査証取得、予防接種に伴う交通費（除：東京以外に拠点があり、査証取得における本人出頭や、予防接種場所が遠方に指定されている場合等）」	P38	左記を次のとおり追記しました。 「対象外：査証取得、予防接種に伴う交通費（除：東京以外に拠点があり、査証取得における本人出頭や、予防接種場所が遠方（ただし、事業地から本邦への旅費は想定しません）に指定されている場合等）」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
(別表Ⅰ)対象となる経費と積算上の留意点	P41	エ 現地移動費(ア)車両購入費・借料 「＊仮にやむを得ない事情で車両を購入する場合には、事業終了後に当該車両を売却し、事業完了時のN連資金精算に組み入れてください(完了報告書提出時は、使用明細書の本項目備考欄に売却額を記載ください)。事業のフォローアップを行う現地カウンターパートへの譲渡を希望する場合は、車両の譲渡先について申請書の事業内容の項及び予算詳細の備考欄に記入してください。」	P41	左記を次のとおり追記しました。 「＊仮にやむを得ない事情で車両を購入する場合には、事業終了後に当該車両を売却し、事業完了時のN連資金精算に組み入れてください(完了報告書提出時は、使用明細書の本項目備考欄に売却額を記載ください)。事業のフォローアップを行う現地カウンターパートへの譲渡を希望する場合は、車両の譲渡先について申請書の事業内容の項及び予算詳細の備考欄に記入してください(同じアライアンス系の現地団体は対象となりません)。」
	P39	カ 通信費(イ)携帯電話使用料 「・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。」	P42	左記を次のとおり追記しました。 「・N連事業の管理に不可欠と認められる範囲のみがN連の支援対象となります。また、現地事務所の管理する事業規模を示す等、適切な根拠を示して按分してください。根拠を示すことが困難な場合は事業数で除することも可とします。」
	P42	ク 事務用品購入費等(イ)事務機械等購入費・借料 「仮にやむを得ない事情でパソコン等固定資産(又は耐久消費財)となり得る事務機器等を購入する場合には、事業終了後の当該事務機器等の譲渡先について記入してください。」	P43	左記を次のとおり追記しました。 「仮にやむを得ない事情でパソコン等固定資産(又は耐久消費財)となり得る事務機器等を購入する場合には、事業終了後の当該事務機器等の譲渡先(同じアライアンス系の現地団体は対象となりません)について予算詳細別表の備考欄に記入してください。」
	P42	ク 事務用品購入費等(ウ)事務用家具購入費・借料	P43	次のとおり追記しました。 「仮にやむを得ない事情で固定資産(又は耐久消費財)となり得る事務用家具等を購入する場合には、事業終了後の当該事務用家具等の譲渡先(同じアライアンス系の現地団体は対象となりません)について予算詳細別表の備考欄に記入してください。」
	P43	(3)情報収集費 「・現地治安情勢に関する情報収集のための新聞購入費を含みます。」	P45	左記を次のとおり追記しました。 「・現地治安情勢に関する情報収集のための新聞購入費を含みます。原則として1紙のみ計上可能ですが、複数紙購入が必要な場合には、その必要性に応じて検討します。」
	P43	(4)その他安全対策費	P45	次のとおり追記しました。 「・本経費はあくまで治安対策上必要となる経費が対象であり、例えば、失火対策のための消火器等については対象とならない場合もありますので、判断に迷う場合には民間援助連携室に時間的余裕を持ってご相談下さい。」

令和4年度日本NGO連携無償資金協力実施要領の主な変更点

項目	旧		新	
	ページ	令和3年度版（昨年度）	ページ	令和4年度版（今年度）
定型様式及び定型書式	P48～54	申請書(様式1)	P52～58	・期待される成果とそれを測る指標部分に、参考として「外務省ODAホームページ下記リンクには、過去のN連申請書及び完了報告書も記載されていますので、参考としてください。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/jngo_j.html))」を記載しました。
	P67	申請団体概要(様式1-f)	P66～67	・項目に「3 一般管理費等の拡充により達成できた内容(該当する場合のみ記入)」を追加しました。
	P67	申請団体概要(様式1-f別紙1)	P68～69	・政府資金だけではなく、全ての資金に対して算出根拠を記載するように変更しました。 ・算出根拠記例を記入しました。
	P99～101	完了報告書類提出に当たってのチェックリスト (5)一般管理費等支出集計表(様式4-d)(国際協力重点課題事業で一般管理費等を計上している事業のみ)	P90～93	次の項目を追加しました。 「 ☐ 日本円での計上は小数点が切捨てになっている。」
	P105～108	人件費実績表(様式4-c)	P108	注記に次の点を追記しました。 「③日本円の換算は小数点以下切捨て、補助通貨が存在している場合は小数点第3位以下切捨てとしてください。」